

運賃改定に伴う定期券のお取り扱いについて

平素より、関東自動車をご利用いただきましてありがとうございます。
関東自動車では、2023年8月27日（日）に路線バスの運賃改定を実施いたします。
改定に伴う定期券のお取扱いは下記の通りとなりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

定期券の利用・購入について

現在ご利用の定期券

改定後（8月27日以降）も有効期限までそのままご利用いただけます。
（差額をお支払いいただく必要はございません。）

新規で定期券を購入

8月26日までに購入

利用開始日にかかわらず、**現行（改定前）の運賃額**で発売いたします。
（例）9月1日からの定期券を8月24日に購入⇒現行の運賃額で発売

8月27日以降に購入

改定後の運賃額で発売いたします。

（例）9月1日からの定期券を8月29日に購入⇒改定後の運賃額で発売

継続で定期券を購入

8月26日までに購入

現行（改定前）の運賃額で発売いたします。

（例）8月31日までの定期券を8月22日に継続で購入⇒現行の運賃額で発売

8月27日以降に購入

システム上、継続発行ができません。恐れ入りますが、有効期限が切れてから新規でお買い求めください。

（例）8月31日までの定期券を継続で8月27日以降に購入

⇒継続発行ができないため、9月1日以降にお買い求めください。

宇都宮市地帯制エリアの定期券について

改定に伴い、宇都宮市地帯制エリアの区間（エリア）や運賃体系が変更となるため、改定後（8月27日以降）に発売の地帯制エリアが関係する定期券につきましては下記の通りとなります。

（改定後の地帯制エリア図は[こちら](#)をご覧ください。）

券種	発売条件
特別区間全線定期券 （特別区間内のみ利用可能）	ご利用区間が 特別区間内 である場合 （例）宇都宮駅～県庁前 宇都宮駅～市役所庁舎前（きぶな）
A地帯全線定期券 （A地帯内の全区間が利用可能）	ご利用区間が A地帯内の区間 である場合 （例）宇都宮駅～新川 宇都宮東武～宇都宮大学前
AB地帯全線定期券 （A・B地帯内の全区間が利用可能）	ご利用区間が A地帯とB地帯をまたぐ区間 である場合 （例）宇都宮駅～文化会館前 済生会病院～桜通り十文字
ABC地帯全線定期券 <地帯制内全線定期券> （A・B・C地帯内の全区間が利用可能）	ご利用区間が A地帯・B地帯・C地帯すべてをまたぐ区間 である場合 （例）宇都宮駅～栃木医療センター前 富士見が丘団地～作新学院前 ※地帯制エリアの外から、A地帯・B地帯・C地帯すべてをまたぐ区間の定期券をご利用いただく場合、ABC地帯制内全線定期券が付与されます。

※**B地帯全線定期券・C地帯全線定期券・BC地帯全線定期券**はございません。区間定期券となり、該当する区間以外をご利用の場合は別途運賃が必要となります。

※現在、2地帯・3地帯利用の定期券は地帯制内全線定期券として発売しておりますが、改定後は3地帯利用のABC地帯全線定期券のみ地帯制内全線定期券となります。